

委員会提出議案第1号

紀の川市議会委員会条例の一部改正について

上記の議案を紀の川市議会会議規則（平成17年紀の川市議会規則第1号）第14条第2項の規定により、別紙のとおり提出します。

平成30年3月27日

紀の川市議会議長 坂本康隆様

提出者 紀の川市議会
議会運営委員会委員長 石脇順治

提案理由

機構改革に伴い所要の改正を行うため。

紀の川市議会委員会条例の一部を改正する条例

平成 年 月 日
 条例第 号

紀の川市議会委員会条例（平成17年紀の川市条例第230号）の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改 正 前	改 正 後
<p>（常任委員会の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管）</p> <p>第2条 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。</p> <p>（1）総務文教常任委員会 8人</p> <p>ア 市長公室、企画部、総務部、<u>危機管理部及び地域振興部</u>の所管に関する事項</p> <p>イ～カ 略</p> <p>（2）厚生常任委員会 7人</p> <p>ア 市民部、<u>保健福祉部及び水道部</u>の所管に関する事項</p> <p>イ 略</p> <p>（3）産業建設常任委員会 7人</p> <p>ア <u>建設部及び農林商工部</u>の所管に関する事項</p> <p>イ・ウ 略</p> <p>（4） 略</p> <p>2・3 略</p>	<p>（常任委員会の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管）</p> <p>第2条 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。</p> <p>（1）総務文教常任委員会 8人</p> <p>ア 市長公室、企画部、総務部<u>及び危機管理部</u>の所管に関する事項</p> <p>イ～カ 略</p> <p>（2）厚生常任委員会 7人</p> <p>ア 市民部<u>及び福祉部</u>の所管に関する事項</p> <p>イ 略</p> <p>（3）産業建設常任委員会 7人</p> <p>ア <u>農林商工部、建設部及び上下水道部</u>の所管に関する事項</p> <p>イ・ウ 略</p> <p>（4） 略</p> <p>2・3 略</p>

附 則（平成 年 月 日条例第 号）
この条例は、平成30年4月1日から施行する。